

確 約 書

HiCAP4 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ポプラ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2023年5月31日割当予定の乙のA種種類株式6,000株（以下「本件種類株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2023年5月31日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2023 年 7 月 11 日

甲 (住 所) 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
(名 称) HiCAP4 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員
ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社
(代表者名) 代表取締役 増井 慶太郎



乙 (住 所) 広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
(名 称) 株式会社ポプラ
(代表者名) 代表取締役社長 岡田 礼信



確 約 書

MIT 広域再建支援 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 MIT Corporate Advisory Services (以下「甲」という。)及び株式会社ポプラ (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2023年5月31日割当予定の乙のA種種類株式8,000株 (以下「本件種類株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2023年5月31日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2023年7月12日

甲 (住 所) 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
(名 称) MIT 広域再建支援 投資事業有限責任組合 無限責任組合員
株式会社 MIT Corporate Advisory Services
(代表者名) 代表取締役 松本 章



乙 (住 所) 広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
(名 称) 株式会社ポプラ
(代表者名) 代表取締役社長 岡田 礼信

